

佐賀県（佐賀市を除く）における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

佐賀県（佐賀市を除く）における土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づく区域の指定状況は次のとおりです。

（要措置区域）

整理番号	指定年月日・指定番号	区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質
無し	—	—	—	—

（形質変更時要届出区域）

整理番号	指定年月日・指定番号	区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質
23-2	平成23年10月28日・形-2	鳥栖市立石町字長蓮441番13の一部及び537番の一部並びに字野副548番6の一部、548番8の一部及び548番12の一部並びに西新町字所熊1375番15の一部、1375番17の一部及び1375番45の一部	4,893.3m <sup>2</sup>	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物

29-1	平成 29 年 9 月 12 日・ 形-4 (平成 30 年 5 月 30 日 一部指定解除)	唐津市二夕子一丁目 117 番の一部及び 124 番 1 の一部	295m <sup>2</sup>	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
R3-1	令和 3 年 11 月 12 日・ 形-7	鳥栖市真木町字今川 10 番の一部、10 番 地先の道路の一部、24 番の一部及び 29 番 2 地先の道路の一部	10,450.37m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
R3-4	令和 4 年 3 月 29 日・ 形-9	武雄市若木町大字川古銚ノ元 9542 番 20 の一部及び柿ノ元 9736 番 8 の一部	1034.45m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化合物
R4-1	令和 4 年 8 月 30 日・ 形-10	鹿島市大字高津原字松籠 4415 番 10 の一 部及び 4416 番 9 の一部	50.0m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物

R4-3	令和5年1月31日・ 形-11	鹿島市浜町字平松 1294 番 3 の一部、 1294 番 4 の一部及び 1295 番 2 の一部	8.9m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R5-1	令和5年10月27日・ 形-12	伊万里市大川内町字六本柳二丙 668 番 1 の一部	3897.6m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R5-2	令和6年1月23日・ 形-13	鳥栖市曾根崎町字本成 1070 番 1 の一部及 び字四ツ木 1338 番 1 の一部	5008.77m <sup>2</sup>	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物